

議案第 68 号

多可町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

多可町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

多可町長 戸 田 善 規

## 多可町個人情報保護条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町個人情報保護条例（平成17年多可町条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第12条の3」に改める。

第2条第2号中「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」を削り、同条中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、同条第5号中「第18条第6号エを除き、」を削り、「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

（4） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（5） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（6） 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第6条第4項ただし書中「とき、」の次に「又は」を加える。

第7条第2項第1号中「、又は本人に提供するとき」を削り、同項第5号中「若しくは他の地方公共団体（以下これらを「国等」という。））」を「、他の地方公共団体、地方独立行政法人」に改める。

第12条第1項中「法令」の次に「等」を、「情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。））」を加え、同条第2項第3号中「国又は他の地方公共団体」を「他の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、第2章中同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の課等又は組織に限るものとする。

（特定個人情報の提供の制限）

第12条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第15条第2項中「かかわらず、」の次に「実施機関は法令等に定めがあるとき又は公益上の必要があり、」を加える。

第16条第2項中「代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下この節から第3節までにおいて同じ。）」を加える。

第18条第2号中「第4号」の次に「、次条第2項」を加え、同条第3号本文中「情報」の次に「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を加え、同号ウ中「第2項」を「第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「並びに地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人の役員及び職員」を加え、同条第5号中「国及び他の地方公共団体」を「国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「国若しくは他の地方公共団体」を「国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号イ中「国又は地方公共団体」を「町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

第24条第1項第1号中「本条」を「本項」に改める。

第25条第1項中「国、地方公共団体」を「町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人」に改め、同条第2項第2号中「第22条」を「第20条」に改める。

第29条第1項第2号中「第28条」を「第45条」に改める。

第33条第3項中「及び第24条」を削る。

第34条に次の2項を加える。

2 訂正請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は適用しない。

3 第1項第2号の期限までに、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は第32条第2項の決定があったものとみなすことができる。

第35条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第36条第1項中「する保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）」を加え、同項第1号中「及び第2項」の次に「若しくは第12条の2第1項及び第2項」を、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第3号中「第2項」の次に「又は第12条の3」を加える。

第40条第3項中「及び第24条」を削る。

第41条に次の2項を加える。

2 利用停止請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は適用しない。

3 第1項第2号の期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、第39条第2項の決定があったものとみなすことができる。

第44条第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

第45条第1項中「法令」の次に「等」を、「係る保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第2項中「法令」の次に「等」を加える。

第52条第1号中「第4号」を「第7号」に改め、同条第2号中「第4号」を「第7号」に改め、「情報を」の次に「提供した」を加える。

## 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分（第2条第5号を加える改正規定、第12条の2の改正規定（「（情報提供等記録を除く。）」を加える部分に限る。）、第35条の改正規定及び第36条第1項の改正規定（「（情報提供等記録を除く。）」を加える部分に限る。））の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

## 多可町個人情報保護条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条～<u>第12条</u>）</p> <p>第3章 個人情報ファイル（第13条～第15条）</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 開示（第16条～第28条）</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 訂正（第29条～第35条）</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 利用停止（第36条～第41条）</p> <p style="padding-left: 20px;">第4節 不服申立て（第42条～第44条）</p> <p>第5章 雑則（第45条～第51条）</p> <p>第6章 罰則（第52条～第55条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 20px;">（1） 略</p> <p style="padding-left: 20px;">（2） 個人情報 個人に関する情報（<u>事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u>）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条～<u>第12条の3</u>）</p> <p>第3章 個人情報ファイル（第13条～第15条）</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 開示（第16条～第28条）</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 訂正（第29条～第35条）</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 利用停止（第36条～第41条）</p> <p style="padding-left: 20px;">第4節 不服申立て（第42条～第44条）</p> <p>第5章 雑則（第45条～第51条）</p> <p>第6章 罰則（第52条～第55条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 20px;">（1） 略</p> <p style="padding-left: 20px;">（2） 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を</p>

現 行	改 正
<p>個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 事業者 法人その他の団体(国(独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。第18条第6号エを除き、以下同じ。)を含む。)及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(個人情報保有の制限等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、次に掲げる個人情報を取得し、又は保有してはならない。ただし、法令等に基づくとき、多可町情報公開・個人情報審査会(以下、「審査会」という。)の意</p>	<p>いう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(5) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(6) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 事業者 法人その他の団体(国(独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)を含む。)、<u>地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)</u>を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(個人情報保有の制限等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、次に掲げる個人情報を取得し、又は保有してはならない。ただし、法令等に基づくとき、<u>又は多可町情報公開・個人情報審査会(以下、「審査会」という。)</u></p>

現 行	改 正
<p>見を聴いて、正当な行政執行の範囲内であることが明らかであると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(取得方法の制限)</p> <p><b>第7条 (略)</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を取得することができる。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体（以下これらを「国等」という。）又は他の実施機関から第12条第2項各号のいずれかの規定により個人情報の提供を受け、取得するとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p><b>第12条</b> 実施機関は、<u>法令</u>に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められると</p>	<p>の意見を聴いて、正当な行政執行の範囲内であることが明らかであると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(取得方法の制限)</p> <p><b>第7条 (略)</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を取得することができる。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 国、独立行政法人等、<u>他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人</u>又は他の実施機関から第12条第2項各号のいずれかの規定により個人情報の提供を受け、取得するとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p><b>第12条</b> 実施機関は、<u>法令等</u>に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められると</p>



現 行	改 正
<p>きは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部又は相互間で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>(3) 国又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて合理的な理由のあるとき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>きは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>(3) <u>他の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて合理的な理由のあるとき。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(保有特定個人情報の利用の制限)</u></p> <p><u>第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の課等又は組織に限るものとする。</u></p>

現 行	改 正
<p>(電子計算機等の接続の制限)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、電子計算機の接続により保有個人情報を提供することができる。その内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p><b>第16条</b> (略)</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p><b>第18条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p><b>第12条の3</b> <u>実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p>(電子計算機等の接続の制限)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>実施機関は法令等に定めがあるとき又は公益上の必要があり、</u>かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、電子計算機の接続により保有個人情報を提供することができる。その内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p><b>第16条</b> (略)</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人<u>(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下この節から第3節までにおいて同じ。)</u>は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p><b>第18条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

現 行	改 正
<p>(2) 開示請求者（第16条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に変わって請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 実施機関並びに<u>国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報</u>であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 実施機関又は<u>国若しくは他の地方公共団体</u>が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当</p>	<p>(2) 開示請求者（第16条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に変わって請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、<u>次条第2項並びに</u>第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人情報（<u>事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u>）であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに<u>地方独立行政法人</u>の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 実施機関並びに<u>国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人</u>の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 実施機関又は<u>国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人</u>が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれ</p>

現 行	改 正
<p>該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>国又は地方公共団体</u>の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p><b>第24条</b> 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報<sup>が著しく大量であるため、前条第2項に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</sup></p> <p>(1) <u>本条</u>を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p><b>第25条</b> 開示請求に係る保有個人情報に<u>国、地方公共団体及び開示請求者以外の者</u>(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>	<p>その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人</u>の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p><b>第24条</b> 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報<sup>が著しく大量であるため、前条第2項に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</sup></p> <p>(1) <u>本項</u>を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p><b>第25条</b> 開示請求に係る保有個人情報に<u>町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者</u>(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>

現 行	改 正
<p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報をもとに第22条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p>	<p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第20条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p>
<p><b>第29条</b> 何人も、自己に関する保有個人情報（次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、<u>第28条第1項</u>の他の法令等の規定により開示を受けたもの</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><b>第29条</b> 何人も、自己に関する保有個人情報（次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、<u>第45条第1項</u>の他の法令等の規定により開示を受けたもの</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(訂正決定等の期限)</p> <p><b>第33条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第23条第3項及び第24条</u>の規定は、訂正決定等の期限について準用する。</p>	<p>(訂正決定等の期限)</p> <p><b>第33条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第23条第3項</u>の規定は、訂正決定等の期限について準用する。</p>

現 行	改 正
<p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p><b>第34条</b> (略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p><b>第35条</b> 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p><b>第36条</b> 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>	<p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p><b>第34条</b> (略)</p> <p><u>2 訂正請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 第1項第2号の期限までに、実施機関が訂正決定等をしないうときは、訂正請求者は第32条第2項の決定があったものとみなすことができる。</u></p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p><b>第35条</b> 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（<u>情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p><b>第36条</b> 何人も、自己を本人とする保有個人情報（<u>情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。</u>）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第12条第1項及び第2項若しくは第12条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、<u>番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個</u></p>

現 行	改 正
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p><b>第40条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第23条第3項及び第24条の規定は、利用停止決定等の期限について準用する。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p><b>第41条</b> (略)</p> <p>(裁決又は決定)</p> <p><b>第44条</b> (略)</p> <p>2 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p>	<p><u>個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第12条第1項及び第2項又は第12条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p><b>第40条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第23条第3項の規定は、利用停止決定等の期限について準用する。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p><b>第41条</b> (略)</p> <p><u>2 利用停止請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 第1項第2号の期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、第39条第2項の決定があったものとみなすことができる。</u></p> <p>(裁決又は決定)</p> <p><b>第44条</b> (略)</p> <p>2 第25条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p>

現 行	改 正
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p><b>第45条</b> 実施機関は、<u>他の法令</u>の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報第26条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該<u>他の法令</u>の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>他の法令</u>の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第26条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(罰則)</p> <p><b>第52条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なく、個人の秘密に属する記録がされた第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。次号において同じ。）を提供した実施機関の職員又は職員であつた者</p> <p>(2) 正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報を第11条の受託業務に従事している者又は従事していた者（次条において「受託業務従事者」という。）</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p><b>第45条</b> 実施機関は、<u>他の法令等</u>の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が第26条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該<u>他の法令等</u>の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>他の法令等</u>の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第26条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(罰則)</p> <p><b>第52条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なく、個人の秘密に属する記録がされた第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。次号において同じ。）を提供した実施機関の職員又は職員であつた者</p> <p>(2) 正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報を提供した第11条の受託業務に従事している者又は従事していた者（次条において「受託業務従事者」という。）</p>